

(公社) 和歌山県観光連盟 MICE 視察助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県内でのMICE開催を検討する団体が行う和歌山県内の会場施設、宿泊施設および観光施設等の視察に対し、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「連盟」という。）が、予算の範囲内において助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 MICE主催団体が、本県でのMICE開催を検討、選定するための視察（以下「視察」という。）のうち、連盟の会長が認めたものとする。

2 視察先が和歌山県を含む複数の都道府県にわたる場合、助成の対象は、和歌山県に係る部分を原則とする。

3 助成の対象となるMICEは、県内で開催するもので、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) MICE会場視察にかかるもの

県内で開催するもので、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

① 参加者の収集範囲が近畿地方以上の広域であること。

② 県内の宿泊施設に宿泊する県外参加者の延べ宿泊者数が、以下のいずれかに該当すること。

ア 県外参加者（国外含む）の延べ宿泊者数300人泊以上

イ 日本を含む3カ国以上の外国人参加者10人以上かつ県外・国外参加者の延べ宿泊者数が50人以上

(2) エクスカーション視察にかかるもの

① エクスカーションの参加者数が10名以上であるもの。

② 和歌山県内の観光地等に2か所以上（うち1か所以上は有料施設とする）立ち寄るもの。

③ エクスカーション実施のためにバス、タクシー等を借り上げる場合、原則、和歌山県内の交通事業者であること。

4 次に掲げるMICEは、助成金の交付対象としない。

(1) 興行及び営利を目的とするもの

(2) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの

(4) 県内での開催が定例となっているもの

(5) 開催順序が予め定められており、和歌山県の開催順となり実施されるもの

(6) 主催者が、国若しくは地方公共団体であるもの

(7) 申請者（法人にあっては、その役員を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合

(対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は以下の通りとする

(1) 現地までの往復交通費（借り上げ車両経費含む）

(2) 宿泊及び昼食費

(3) ガイド料および入場料・拝観料

(4) その他会長が特に必要と認めた経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象団体のエリアごとに定めた下表の金額を上限とし、視察に要した実費相当額とする。ただし、予算の範囲内とする。

エリア	対象都道府県	上限額
首都圏	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県	1人あたり5万円
中京圏	岐阜県、愛知県、富山県、石川県、福井県	1人あたり4万円
近畿圏	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、三重県	1人あたり3万円

中国圏	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県	1人あたり3万円
九州圏	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	1人あたり5万円
その他地域		会長が認めた額

2 助成は、視察1回あたり2人までとし、10万円を上限とする。

(交付の要件)

第5条 視察は次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 連盟の他の助成制度を利用したものでないこと。
- (2) 原則、連盟職員の立ち会いのもとで行われること。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連盟会長（以下「会長」という。）に助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請は、視察を開始する前に行わなければならない。申請前に行われた視察については、助成の対象としない。

(交付の決定)

第7条 前条の申請があった場合、会長はその内容を審査し、適當と認める場合は助成金の交付を決定し申請者に通知する。

(完了報告)

第8条 申請者は、視察の完了後遅滞なく、助成事業の成果を記載した完了報告書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 申請者から前条の完了報告があった場合、会長は検査を行い、適當と認める場合は助成金の額を確定し申請者に通知する。

(助成金の請求)

第10条 申請者は、前条の通知を受け取った後、助成金の請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に助成金を支払うこととする。

(遂行状況の報告)

第11条 会長は、交付決定を受けたものに対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 前項の報告の結果、会長が、視察が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消)

第12条 会長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

2 助成金の交付後に前項の交付決定の取り消しがあった場合、既に交付した助成金の一部または全部を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に交付の申請を行うものから適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の助成金から適用する。